

令和4年度

水道メーター購入仕様書

松江市上下水道局

# 目 次

1. 適用範囲
2. 適用法令及び適用規格
3. 用語の定義
4. メーターの仕様
  - (1) メーターの仕様
  - (2) 構造・寸法
  - (3) 材質
  - (4) 塗装
  - (5) 表示
5. 表示桁
6. メーターの種別
  - (1) 新品メーター
  - (2) 下取付メーター
  - (3) 修理メーター
7. 納品
  - (1) 納品場所
  - (2) 梱包
  - (3) パッキン
  - (4) 器差検査成績表
8. 納品検査
  - (1) 検査場所
  - (2) 検査内容
9. 購入予定数量
10. 納期
11. 疑義の解釈

## 1. 適用範囲

本仕様書は、松江市上下水道局（以下当局）が購入する下記の水道メーター（以下「メーター」という）に適用する。

- ①「新品メーター」・・・新規に購入し納入する水道メーター
- ②「下取付メーター」・・・当局が所有する水道メーターを下取りとして納入する  
新品メーター
- ③「修理メーター」・・・当局が修理及び検定検査を委託し納入する水道メーター

## 2. 適用法令及び適用規格

新品メーター、下取付メーター、修理メーターは、以下の法令その他関連する関係法規及び適用規格等による。

- ①計量法
- ②水道法施行令
- ③日本工業規格及びその引用規格（最新版を適用する）
  - ・ JIS B 8570-1 (水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様)
  - ・ JIS B 8570-1 は、13～40mmまでのメーターについて、付属書Bの計量特性、及び、各社修理可能な互換性のあるケースを使用するため付属書Aのメーター寸法を引用する。
  - ・ JIS B 8570-2 (水道メーター及び温水メーター 第2部：特定計量器仕様)

## 3. 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、以下に示す日本工業規格及びその引用規格による。

- ・ JIS B 8570-1.2

## 4. メーターの仕様

### (1) メーターの仕様

メーターの仕様は、次の各号に掲げるすべてに適合するものとする。

- ①メーターの下ケースに示す年号は、納入日年度の西暦下2桁のものを納入する。  
該当年号のメーターが納入できない場合は当局の指示に従う。
- ②メーターに1.6MPaの水圧を1分間加えたとき、水漏れ・変形・破損その他の異常を生じないものとする。
- ③メーターには、当局が指定した場所に刻印を誤認のないよう鮮明に打刻するもの

とする。

- ④ 打刻の方法は、新品メーターについてはメーカー別局指定コード（アルファベット 1 文字）及び指定番号（5 桁以内）を、修理メーターについては局指定コード（アルファベット 1 文字）、修理回数により「☆」・「☆☆」・「☆☆☆」のいずれかの印及びメーカー別指定番号（5 桁以内）を打刻するものとする。打刻内容については別途指示する。

※アルファベットの前に検定満期が属する年度の西暦下 2 桁を打刻すること。

- ⑤ メーターのプラスチック製ふたの色は、納入メーター発注の際に指定する当局の承認を受けた色を用いるものとする。
- ⑥ 新品メーターについては、原則としてケース金属部分は塗装を行わない。
- ⑦ メーター両端の取付部には、ねじの保護及び性能保護のためキャップを取り付けるものとする。
- ⑧ メーター内器及び羽根車等に使用しているプラスチック及びその可塑剤、ガスケット類に使用するゴム等は、良質かつ衛生上無害であり無臭のものを使用するものとする。
- ⑨ 電子式、電磁式メーターは、8 年間水深 1 m 以内で連続水没使用が可能であること、また、電源は本体内蔵電池とし、内臓電池の寿命は保管期間を含め 9 年以上とする。
- ⑩ メーター上部ケースは、回転式を認めないものとする。

(2) 構造・寸法      メーターの構造・寸法は、次表による。

口径 mm	種類	表示形態	寸法・材質			計量特性	
			全長 mm	配管との接続 (外径mm×山数)	ケース材質	Q <sub>3</sub>	Q <sub>3</sub> /Q <sub>1</sub> (R)
13 ショート	接線流羽根車式	アナログ・デジタル併用表示、または液晶デジタル表示	100	26.44×14 (上水ねじ)	鉛フリー銅合金	2.5	100
13 ロング			165	25.80×14 (舶来ねじ)			
20			165	26.44×14 (上水ねじ)			
25 ショート			190	33.00×14 (舶来ねじ)		4	100
			190	33.25×11 (上水ねじ)			
25 ロング			210	39.00×14 (舶来ねじ)		6.3	100
30			225	41.91×11 (上水ねじ)		6.3	100
40	230	47.80×11 (上水ねじ)	10	100			
たて型 軸流羽根式	245	59.61×11 (上水ねじ)	16	100			
	50	245			75.18×11 (上水ねじ)		
	50	560	フランジ接続式	40	100		
	75	630	フランジ接続式	統一型鉛フリー銅合金	63	100	
	100	750	フランジ接続式		100	100	
13	電子式	8ビット電子化液晶デジタル表示、遠隔表示器付	165	25.80×14 (舶来ねじ)	鉛フリー銅合金	2.5	100

※1 13～100mmの表示形態で、「アナログ・デジタル併用表示」とは乾式水道、「液晶デジタル表示」とは電子式水道メーターを表す。

※2 フランジ接続式メーターの全長は補足管を含めた寸法とする。

※3 補足管には異物の流入を防ぐため、ストレーナ（ステンレス製）を設けること。

### (3) 材質

- ①メーター各部に使用する材質は、通常の使用に十分耐える強度及び耐久性を有し、「2 適用法令及び適用規格」に規定する「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。
- ②銅合金製のものは、JIS H 5120 CAC 406、または、同等以上の強度、耐久性、耐食性を持つ材質表記「B」または「E」の鉛フリー銅合金材料とする。
- ③フランジ接続式のメーターのフランジボルト、ナットはステンレス製焼付防止処理品とする。
- ④電磁式メーターの補足管はステンレス製（SUS304または同等以上）とする。

### (4) 塗装

- ①材質が鉛フリー銅合金のメーターは無塗装とする。

### (5) 表示

メーターには、ケース、目盛板、銘板、又はふたに、次に掲げる項目を明瞭に、かつ、消滅しないように表示する。

- ①計量単位
- ② $Q_3$ の値
- ③ $Q_3/Q_1$  (R) の値
- ④製造事業者名又は登録商標又は届出記号
- ⑤製造年（型式承認表示を付した年で代用可）
- ⑥製造番号（メーター番号でもよい）
- ⑦取付姿勢
- ⑧型式承認表示
- ⑨流れの方向（メーター本体の両側）  
（最大許容仕様圧力値（1 MP a を超える場合））

## 5. 表示桁

- (1) 13~25mmの $m^3$ 桁を4桁、30・40mmの $m^3$ 桁を5桁、50~100mmの $m^3$ 桁を6桁、150mmの $m^3$ 桁を7桁とする。
- (2) 但し、電子式メーターの場合、出力電文及び隔測表示機の表示桁は、従来通り13~40mmの $m^3$ 桁を4桁、50~100mmの $m^3$ 桁を5桁とする。

## 6. メーターの種別

- (1) 新品メーターについては、新品メーターとする。
- (2) 下取付メーターについては、当局が指定するメーターを持ち帰るものとする。

### (3) 修理メーター

- ・修理は、1996年（铸造年96）以降のケースを使用する。
- ・1996年以降のケースであっても腐食状態により検定に合格しない場合は、当局は受注者へ代替ケースを支給する。
- ・修理メーターに使用されているガスケット類は、すべて新品と取り換えるものとする。
- ・修理メーターの構成部品は、在来のものすべて取り外し新品を用いて組み立て直すものとする。
- ・修理メーターのふたは、新番号を付すため在来のものを取り外し、新品を取り付けるものとする。

## 7. 納品

### (1) 納品場所

メーターは、当局が指定した場所に納品する。納品に当たってはその都度当局担当職員の指示に従うものとする。

- ・松江市学園南一丁目17番24号 松江市上下水道局

### (2) 梱包

13～40mmの納品時、原則としてプラスチック製の通い箱を使用し、環境負荷の低減を図る。

### (3) パッキン

パッキンは梱包箱にまとめて梱包する。

### (4) 器差検査成績表

納入時にメーター全数の器差検査成績表を紙媒体**またはCD-Rに記録した電子データ**で納めるものとする。個体ごとの器差検査結果はメーター番号で識別できるものとする。**電子データで納める場合はPDF形式とする。**

## 8. 納品検査

### (1) 検査場所

納品検査は原則として納品場所で行う。

### (2) 検査内容

次の検査を行う。

- ①納品数量の確認
- ②基準適合証印は検定証印の確認
- ③外観・形状検査

## 9. 購入予定数量

購入予定数量は、別表「令和4年度 水道メーター購入予定表」による。

## 10. 納期

受注者は、別紙「令和4年度 水道メーター年間納品表（予定）」に掲げるメーター個数を納期までに納品するものとする。ただし、納期までの納入個数（分割納品等）については、当局と受注者で別途協議する。

## 11. 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、当局と納入者が協議の上、決定するものとする。